会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示書類

（吸収分割に関する事後開示書類）

2025 年 1 月 1 日

株式会社資生堂

株式会社ザ・ギンザ

2025年1月1日

会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号に定める事後開示書類
（吸収分割に関する事後開示書類）

株式会社資生堂
東京都中央区銀座七丁目5番5号
代表執行役　藤原 憲太郎

株式会社ザ・ギンザ
東京都中央区銀座七丁目8番10号
代表取締役　堀井 清美

株式会社資生堂（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社ザ・ギンザ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）とは、2024年11月1日付吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年1月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の総合美容施設「SHISEIDO THE STORE」（東京都中央区銀座七丁目8番10号）の化粧品等の直営店事業（以下「本事業」といいます。）にかかる権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第1号、同法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条の規定に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本件会社分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年1月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2（反対株主の差止請求）の規定による手続の経過

本件会社分割は、会社法第784条第2項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本件会社分割は、会社法第784条第2項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、吸収分割会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割会社に新株予約権買取請求の対象となる新株予約権者は存在しませんので、本吸収分割において、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4)　会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 1 日付の電子公告及び同日付の官報に掲載する方法で、吸収分割会社の債権者に対し本件会社分割について異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1)　会社法第 796 条の 2（反対株主の差止請求）の規定による手続の経過

会社法第 796 条の 2 に基づき、吸収分割承継会社に対して本件会社分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。

(2)　会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

会社法第 797 条に基づき、反対株主の株式買取請求を行った株主は存在しませんでした。

(3)　会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 1 日付の官報及び同日付の日刊工業新聞に掲載する方法で、吸収分割承継会社の債権者に対し本吸収分割について異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本効力発生日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の本事業に関する資産その他の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更を登記した日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件会社分割による変更の登記は、2025 年 1 月 14 日までに行う予定としております。

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1)　吸収分割会社の株主総会決議の省略

吸収分割会社においては、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(2)　本件会社分割に際して交付する金銭等及びその割当て

吸収分割承継会社は、本件会社分割に際し、吸収分割会社に対し、吸収分割承継会社の普通株式 1 株を交付しました。

(3)　承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本吸収分割により増加すべき承継会社の資本金、資本準備金その他資本剰余金の額は、以下のとおりです。

①	資本金の額	0 円
②	資本準備金の額	908,400,325 円
③	その他資本剰余金の額	会社計算規則第 37 条第 1 項に定める株主資本等変動額から上記①の資本金の増加及び上記②の資本準備金の額を控除した額
④	利益準備金の額	0 円

(4)　労働者保護手続の経過

吸収分割会社と吸収分割承継会社の間では、本吸収分割契約の締結より前に、本事業の業務に従事する従業員の通常の人事異動による異動（同一企業集団内における出向）が完了していたため、本吸収分割契約の締結時点で吸収分割会社には本事業の業務の専任従事者は存在しておらず、本件会社分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社に異動となる従業員は存在しませんでした。このことから、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づく労働者保護手続を実施しておりません。

以　上